

令和6年度「みえのイマココ旅」等体験型観光コンテンツに係る販路開拓支援事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1. 委託業務を行う目的

別添業務仕様書「2 業務の目的」のとおり。

2. 委託業務の概要（詳細は別添業務委託仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名： 令和6年度「みえのイマココ旅」等体験型観光コンテンツに係る販路開拓支援事業業務委託
- (2) 委託期間： 契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで
- (3) 契約上限額： 30,247,800円（消費税及び地方消費税を含む）
- (4) 業務内容： 別添「令和6年度「みえのイマココ旅」等体験型観光コンテンツに係る販路開拓支援事業業務委託仕様書」のとおり

3. 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 共同事業体により参加する場合は、各構成員が（1）～（5）の条件を満たすこと。
※ この場合、構成員単独での参加はできません。

4. 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、担当部局あてに企画提案資料を提出すること。

また、企画提案資料の提出は、1事業者につき1件までとする。

5. 提出を求める書類・資料の内容

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

※ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、あわせて委任状を提出すること。

- (2) 企画提案書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）

- ・規格は日本産業規格のA4判（A3版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ12ポイント以上、表紙を含め30ページ以内とすること。
- ・別添の業務委託仕様書の内容を踏まえ、下記も含めて可能な限り具体的に提案すること。

と。

ア 本委託業務の実施計画

- ・体験型観光コンテンツの現状把握及び事業者向け説明・募集等
- ・事業者の販路開拓伴走支援
- ・「みえのイマココ旅」としてのトータルプロモーション・連携促進
- ・体験型観光コンテンツ事業者の自走化へ向けた取組

イ 業務実施体制

- ・実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制

ウ 業務仕様書 4（１）（２）について

- ・意欲のある事業者の募集方法および周知方法

エ 業務仕様書 4（２）アドバイザー派遣について具体例

- ・体験型観光コンテンツの商品コンセプトのブラッシュアップ
- ・デジタルマーケティングに係る支援
- ・ツーリズムEXPOジャパン2024の子出展に向けた販路開拓伴走支援の実施

オ 類似業務の実績について

- ・過去5年間（平成31年4月以降）の間に、本委託業務に類似する業務を実施した実績があれば、まとめて簡潔に記載

カ その他

- ・契約額の範囲内で、本事業目的の達成に必要な追加提案があれば記載

（３）見積書（任意様式） 9部（正本1部、写し8部）

- ・消費税を外税表記とし、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。
- ・記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

（４）提案事業者の概要書 9部（正本1部、写し8部）提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

（５）共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

（６）「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、又は「代表者事項証明書」の写し（参加資格確認申請書に添付されていれば、企画提案書への添付は不要）

※共同事業体により参加する場合は、代表者及び構成員全員についての添付書類を提出すること。

6. 提出方法

（１）提出期限

- 5（１）（５）（６）については、令和6年6月20日（木）17時（必着）まで
- 5（１）の回答については、令和6年7月2日（火）17時まで
- 5（２）（３）（４）については、令和6年7月5日（金）17時（必着）まで

（２）提出場所

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光振興課

(Tel 059-224-2342)

(3) 提出方法

- ・受取確認が可能な郵便や民間事業者による信書便による送付、上記提出場所への持参に限る。
- ・メール及びファクシミリでの提出はできません。
- ・企画提案書を郵便等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて担当部局に受理の確認をすること。

7. 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 契約実績証明書（第3号様式）

8. 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

書類審査及びヒアリングを実施し、選定委員会が評価点方式により順位付けを行い、最高得点を獲得した者を選定する方法とする。

(2) 評価基準

以下の項目等により、企画提案内容を総合的に評価して選定する。

ア 実現性

- ・提案内容及び期待される効果に実現可能性があるか。
- ・業務全体の実施スケジュールについて具体的に記載されており、確実な事業展開が可能と認められるか。
- ・類似業務の実績があり、業務の着実な履行が期待できるか。

イ 企画性（比重配点×2）

- ・独自のアイデアが盛り込まれ、オリジナリティのあるものとなっているか。

ウ 有効性（比重配点×2）

- ・事業の目的・内容を十分に理解しており目的の達成が期待できるか。

エ 実施体制

- ・業務体制について具体的に記載されており、みえ観光の産業化推進委員会と円滑に進められるような体制がとられているか。
- ・事業を実現するために必要な人員体制が整っているか。
- ・社外組織との連携がある場合、その必要性とどのような組織とどのように連携を行うかが明確になっているか。

オ 経済性

- ・事業計画に見合った経費となっているか。
- ・所要経費の明細が明らかで、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。
- ・提案内容は、費用対効果の観点から効果的な内容となっているか。

(3) 書面審査の実施

提出された企画提案書の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和6年7月10日（水）までに電子メールにて通知する。なお、申込数が5件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

(4) プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

① 開催日時：令和6年7月16日（火）午前（予定）

② 場 所：三重県吉田山会館 第304会議室（予定）

〒514-0004 津市栄町1丁目 891 番地

③ 形 式：対面又はオンラインにて実施予定（各提案者の希望による）

④ そ の 他：プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書のみによるものとし、パワーポイント等の使用は不可とする。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに三重県のホームページにて公表する。

(6) 業務委託契約の締結

最優秀提案者と業務委託契約を締結する。

9. 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和6年6月14日（金）17時まで

(2) 質問の提出方法

- ・当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4版）にて行うものとし、下記の連絡先まで、持参、電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ・電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認すること。
- ・質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話および電子メールアドレスを明記すること。

【連絡先】

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県観光部観光振興課

電 話：059-224-2342

Email: kankoshi@pref.mie.lg.jp

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限る。

なお、次の質問は受け付けていない。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答については、令和6年6月25日（火）17時までに、原則

三重県のホームページに掲載する。

10. 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途締結する契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによります。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約は、三重県観光部観光振興課において行います。

11. 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって『「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する』暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

1 3. その他

(1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。

(4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(5) 提出のあった各提案書は、返還しない。

(6) 提出された提案書は「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。

(7) その他必要な事項は、規則の規定によるものとする。

(8) 受託業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に個人情報の取扱いについての罰則規定があるので留意すること。

1 4. 障がい理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

1 5. 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局 梶原、小林（三重県観光部観光振興課内）

電話：059-224-2342

Email: kankoshi@pref.mie.lg.jp